



安心安全の^{まち}都市づくり推進計画

平成21年（2009年）3月27日

吹田市安心安全の^{まち}都市づくり協議会

吹田市安心安全の都市づくり推進計画 目次

I	目標	P	1
II	基本方向	P	1
III	具体的施策		
	第1章 市民一人ひとりの危機管理		
	第1節 市民一人ひとりに対する意識啓発・情報の提供	P	2
	第2節 非核平和への貢献と人権の尊重	P	2
	第3節 男女共同参画の視点を取り入れた体制の確立	P	3
	第2章 安心安全なコミュニティづくり		
	第1節 安心安全な地域コミュニティづくり	P	4
	第2節 学校、幼稚園、保育園等及び通学路等における 子どもを守る取組み	P	4
	第3節 犯罪や暴力を許さない取組み	P	5
	第3章 安心安全な都市環境づくり		
	第1節 災害に強いまちづくり	P	6
	第2節 安心安全に配慮した道路、住宅等の環境整備	P	7
	第3節 安心安全な給水体制の整備	P	7
	第4節 安心安全で快適な生活環境の整備	P	7
	第5節 総合的な都市整備の推進	P	8
	第4章 健康福祉のまちづくり		
	第1節 福祉のまちづくり	P	9
	第2節 健康のまちづくり	P	9
	第3節 安心安全の医療体制の整備	P	10

吹田市安心安全の都市づくり推進計画

I 目標

安心して暮らすことのできる安全なまちづくりは、市民すべての願いです。その実現のためには、市、警察、関係機関、さらに市民や企業などが一体となって、自助・互助・公助の役割分担を確認しながら、市域全体でその取り組みを進めていくことが必要になります。

そのために、安心安全の都市づくり協議会を中心に、「協働、協育、協創」という基本理念をもとにして、様々な分野にわたる活動のあり方を検証し、それぞれの活動を支援することと合わせて、市民との協働による安心安全のまちづくり推進体制を確立し、将来的な展望も考慮した上で総合的に施策を展開し、市民一人ひとりの命と人権を守る安心安全の都市づくりを目指します。

II 基本方向

目標を具体的に推進する施策の展開の基本方向を次の4つとします。

- (1) 市民一人ひとりの危機管理
- (2) 安心安全なコミュニティづくり
- (3) 安心安全な都市環境づくり
- (4) 健康福祉のまちづくり

III 具体的施策

基本方向をもとに、次の分野において展開します。

第1章 市民一人ひとりの危機管理

第1節 市民一人ひとりに対する意識啓発・情報の提供

市民一人ひとりに対する安心安全なまちづくりの意識啓発を行っていくことがすべての取組みの基礎となります。

市民の意識啓発を進めるためには、安心安全の都市づくり協議会を中心に、行政、関係機関、市民が一体となった防災訓練の実施や、自治会や公民館などの地域のネットワークを活用した講座やワークショップの開催など、市民一人ひとりが安心安全なまちづくりに対する意識を持ち、自らの発案や創意・工夫を生かした恒常的で積極的な取組みを行えるような機会を増やし、そのために必要な情報提供を積極的に進めます。

大規模災害時の消防力を補う自主消火組織並びに地域における火災予防の啓発活動を行う家庭防火クラブ及び幼年消防クラブの活動に対する支援を行います。

第2節 非核平和への貢献と人権の尊重

非核平和意識の普及と高揚を図るとともに、平和祈念資料室の充実、市民平和のつどいの開催などにより、あらゆる場において、核兵器の廃絶と戦争の悲惨さを訴える事業を推進します。

非核平和事業への市民の自主的な参加を促進し、市民とともに非核平和のための諸事業を進めます。また、平和を願う市民の自主的な活動を育成するため、情報を提供するなど、必要な支援を行います。

「人権施策基本方針」に基づき、あらゆる場を活用し、多様な個性や価値観を認め合い、人を思いやる豊かな人権感覚を培う教育と啓発に取り組みます。

また、市民の自発的な学習意欲を育ていけるような啓発に努めます。人権に関する情報収集の充実を図るとともに、市民の自主的な団体や、学校、企業、NPOなどに対して人権教育や啓発方法などについての情報提供に努め、市民とともに人権の視点に立った事業を促進します。

また、外国籍市民にとって暮らしやすいまちづくりの推進に向けて、外国籍市民の人権を守る諸施策を推進するとともに、日常生活に必要な情報の提供や相談窓口の設置、生活情報冊子の作成などにより、暮らしに役立つサービスの充実を図ります。併せて、共に生きる市民として市政に参画する機会の拡大について検討します。

また、次世代を担う子ども達を暖かく見守り、心豊かに育てるために、「子どもの権利条約」の普及・啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携を取りながら、権利の侵害に対する予防や早期発見・早期対応等、子どもの権利擁護を推進します。

第3節 男女共同参画の視点を取り入れた体制の確立

第2次すいた男女共同参画プランに基づき、安心安全なまちづくり推進のための計画や方針などの決定過程への女性の参画を促進するとともに、計画やマニュアルなどにも男女のニーズの違いを把握した取組みを進めます。

第2章 安心安全なコミュニティづくり

第1節 安心安全な地域コミュニティづくり

安心安全のまちづくりを推進していくためには、地域での犯罪を許さない体制づくりが大切であり、そのためには市、警察と、防犯協議会、自治会、青少年関係諸団体や企業等が強く連携するとともに、市民一人ひとりの防犯意識を高め、それぞれの役割分担を確認しながら、協働した取組みを進めていくことが必要になります。

具体的には、防犯協議会、自治会、青少年関係諸団体、地区福祉委員会、企業、商店会、その他各種関係団体が、パトロール活動、通学路等における子どもの安全見守り活動、その他安全なまちづくりのための活動を推進し、市や警察は、こうした地域の自主的な活動、取組みに対して積極的に支援を行うとともに、市民への啓発や情報提供などを進めます。

第2節 学校、幼稚園、保育園等及び通学路等における 子どもを守る取組み

学校等において子どもを犯罪から守るため、緊急時の「こども110番の家」、放課後、土曜日の学校開放等における児童の避難誘導対策等の定期的な訓練の実施や、校内に無断で出入りする部外者のチェック等、子どもの生命、身体を守る実効性のある対策を実施します。

そのためには、学校においては、教職員が主体的に危機管理の取組みを行うとともに、保護者や地域住民と連携し、取組みを進めます。

「こども110番の家」については、家庭、商店等の理解を得ながらさらに協力者を増やし、子どもたちにはその趣旨、場所、活用方法についてより

以上に理解させ、地域のすべての大人が子ども達を見守る意識の醸成に努めます。

また、保育園などの施設への不審者の防止等、安全面の向上を図るため、警備員を配置するとともに、私立の保育園には関係経費を助成します。

また、通学路や公園における子どもの安全対策として、警察、保護者、地域住民、学校、各施設管理者と連携した警戒活動を強めます。

また、学校における感染症への対応等についても関係機関との連携を図りながら進めます。

引き続き、学校等の施設整備及び安全対策に取り組めます。

また、災害時における乳幼児への災害備蓄物資として、公立の保育園においてほ乳瓶・粉ミルクを備蓄します。

第3節 犯罪や暴力を許さない取組み

ひったくりをはじめとする街頭犯罪や、侵入盗、青少年が被害に遭う犯罪など、及びドメスティック・バイオレンス、児童虐待、ストーカーなどについては、市や警察、子ども家庭センターなどの関係行政機関と庁内関係部署の連携を深め、防犯協議会、自治会、事業者など、防犯活動に携わる各種団体と協働して、犯罪を許さない取組みを進めるとともに、被害者の保護、自立支援の取組みを進めます。

また、地域安全・青少年育成市民大会や安心安全の都市づくり市民会議を開催し、行政・関係機関・団体と市民が一体となった市民運動を展開します。

また、児童虐待については、児童虐待防止ネットワーク会議の構成員の連携をより密にすることにより、児童虐待に関する情報交換、ケースの総合的な把握を行い、養育者への支援、虐待の防止の強化を図ります。

第3章 安心安全な都市環境づくり

第1節 災害に強いまちづくり

風水害、地震、火災、交通事故、様々な犯罪、エレベーター事故等、すべての不測の災害や事故に対して、安全を確保し、子ども・弱者を守り、安心安全の都市づくりを進めていくために、都市の防災機能を強化する観点から、インフラ整備、市街地の整備、公共施設等の安全対策、水害予防対策などの取組みを進めます。

保育園等の施設については、地震による倒壊等の危険から園児等を守るため、計画的に老朽化した施設の耐震改修工事等を実施し、私立の保育園は関係経費を助成します。

防災体制の確立としては、組織及び活動体制の整備、消防救急無線のデジタル化推進などの情報伝達体制の確立、消防署所、消防車両、耐震性防火水槽等の整備による消防体制の充実強化、応急手当の普及啓発及び応急手当普及員の育成による救命率の向上、二次災害防止体制の整備、避難所としての施設整備の充実、非常用物資の確保・配布体制の整備、防災ボランティアの育成に取り組めます。

地域防災力の向上としては、一般住宅等への防火訪問の実施、家庭防火クラブ及び幼年消防クラブの拡充等による市民への防災意識の高揚に向けての啓発、消防団員の確保及び消防団の活性化、震災時の同時多発火災に対応する自主消火組織の育成等による自主防災体制の整備に取り組めます。

「東南海・南海地震防災対策推進計画」に基づき取組みを進めます。

「吹田市地域防災計画」の見直しに取り組めます。

第2節 安心安全に配慮した道路、住宅等の環境整備

ひったくりをはじめとする街頭犯罪やピッキングによる侵入盗など、安心して安全に暮らすことができるはずの空間における犯罪が多発しており、道路、公園、駐車場、共同住宅における犯罪被害の防止のための対策をとることが急務であり、それらについて市や事業者が犯罪被害に遭いにくい構造、設備を有する施設の整備に努めます。

また、街路灯、防犯灯の増設や既設灯具等の取替えにより、更なる”明るさ”の改善に努め、歩車道分離柵等の設置を進めます。

このような事業とともに、地域住民と一体となった抑止活動を推進します。

第3節 安心安全な給水体制の整備

安定した安心・安全の水道の供給のため、自己水の有効活用、効率的な水運用、処理水の安全性の確保、施設等の改良・更新及び耐震化を計画的に進めます。

第4節 安心安全で快適な生活環境の整備

市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な環境を確保し、これを将来の市民に継承していくため、環境を守り育てるまちづくりを総合かつ計画的に推進します。

また環境世界都市すいたの実現に向け、地球温暖化防止、循環型社会形成等に向けた取り組みを推進します。

第5節 総合的な都市整備の推進

将来にわたって都市の健全な発展を持続していくために、快適な市民生活を支え、道路、公園、上下水道などの都市基盤施設の整備を進めます。

誰もが使いやすく快適で安心して遊べる公園となるよう、施設の整備と適正な維持管理に努めるとともに、利用マナーの向上についての啓発に努めます。

市内すべての鉄道駅14駅周辺において策定されたバリアフリー基本構想に基づき、歩道等のバリアフリー化を推進するとともに、基本構想に沿って公共交通事業者が行う駅舎のバリアフリー化整備に対して補助金を交付することや、また、施設のバリアフリー化を促進するなど、総合的なバリアフリー化を進めます。

都市計画道路は、地域間を結ぶ円滑で機能的な移動空間として、また災害時の防災空間として整備を進めます。

高齢者や障がい者なども含め、すべての歩行者、自転車安全で快適に利用できる交通機能の充実に向け、地域の状況に応じて歩道等の整備を進めます。

高速道路、国道・府道の安全対策の充実を、道路管理者に働きかけます。

既存施設の改築・更新を、耐震性の向上を図りながら計画的に進めます。

浸水被害の発生地域については、雨水施設の能力増強の整備を重点的、計画的に進め、被害の軽減を図ります。

緑の空間の確保や景観への配慮など、環境と調和した計画的なまちづくりを進めるとともに、高齢者や障がい者が住みなれた地域で、誰もが健康で安心して住み続けられるよう、住宅施策と福祉施策との連携を図り、事業者と行政の協働による住宅の整備に努めます。

農薬や化学肥料の使用量を削減する環境保全に配慮した栽培方法を推進し、より新鮮で安全な農産物の供給を促進します。

第4章 健康福祉のまちづくり

第1節 福祉のまちづくり

急速な高齢化の進行や核家族化、住民相互の社会的なつながりの希薄化などが、市民の暮らしに大きな影響を与えている中で、地域福祉計画に基づき、高齢者や障がい者、子ども達の住みやすい世の中を目指し、市民自らの自発的で積極的な取組みを支援します。

また、地域の関係機関や関係団体と連携して、支援を必要とする人達に対する支えあいのネットワークを整備し、地域に住む誰もがいきいきと輝き、安心安全で暮らせるよう地域福祉を推進します。

第2節 健康のまちづくり

生涯にわたり健康な生活を送ることは、すべての市民の願いです。

「健康づくり都市宣言」に基づき、市民の自主的で積極的な健康づくりを支援するとともに、地域の関係機関や関係団体と、健康づくりや生活習慣病などの疾病予防、早期発見のための取組みを進めます。

市民が自らの健康状態を把握し、主体的に日常生活の中で気軽に健康づくりを行えるよう、さまざまな健康教室の開催や、健康づくりに関する情報の発信に努めます。特に自分で健康についての管理が難しい障がい等のある人達に対し、関係機関や関係団体と連携して、健康づくり活動を推進します。

また、安心安全で暮らせるまちづくりのために、初期救急医療体制の整備を関係機関と連携して進めます。

第3節 安心安全の医療体制の整備

本市の中核的医療機関としての市民病院は、増大かつ多様化する医療需要にこたえるため、その機能を十分に活かし、医療水準と患者サービスの向上により、信頼される医療を推進します。

本市は、医療体制が整備された環境にありますが、全国的に小児科医が不足している現状において、小児の夜間・休日の初期救急、入院等が必要な小児二次救急体制の整備が課題となっているため、豊能二次医療圏の関係医療機関との連携を引き続き推進します。

また消防等の関係機関と連携し、地震などの大規模災害や鉄道事故などに備えた医療体制を整備し、市民が安心して暮らすことのできる医療の提供を推進します。

安心安全の^{まち}都市づくり推進計画策定までの経過

◎ 平成19年（2007年）9月14日

安心安全の^{まち}都市づくりを主体的に推進するため、吹田市、吹田市教育委員会、吹田警察署をはじめ、各種関係団体により、「吹田市安心安全の^{まち}都市づくり協議会」を設置。（構成団体：102団体）

◎ 平成20年（2008年）2月9日

安心安全の^{まち}都市づくり市民会議を開催し、決意表明を行う。

◎ 平成20年（2008年）3月14日

3月定例吹田市議会において「安心安全の^{まち}都市づくり宣言」議決。

◎ 平成20年（2008年）4月23日（金）

第4回安心安全の^{まち}都市づくり協議会において、「安心安全の^{まち}都市づくり推進計画」の策定を決定。

◎ 計画策定作業

市の各部ごとに、協議会や関係者の協力を得て作業部会を設置し、計画案を作成。安心安全の^{まち}都市づくり協議会幹事会で計画案を集約し、まとめと検討を行い、素案を同協議会代表者会に提出。
この素案を元に、代表者会で推進計画（案）を作成。

◎ 平成21年（2009年）3月2日～23日

推進計画（案）へのパブリックコメント（市民意見）を募集。

◎ 平成21年（2009年）3月27日

第6回安心安全の都市づくり協議会において「安心安全の都市づくり
推進計画（案）」を提案し、承認される。

安心安全の都市づくり宣言



シンボルマーク

私たちのまちは、人々が互いに助け合い、思いやりながら共に生き、将来を担う子どもたちが、すこやかに育つことのできる安心安全なまちでなければなりません。

安心してくらすことのできる安全なまち、いつまでも誇りをもって住み続けたいと思えるまちは、市民みんなの願いです。

こうした想いをもとに、吹田市は、市民一人ひとりのつながりの輪を広げ、市の将来像である“人が輝き、感動あふれる美しい都市 すいた”を目指し、市民、企業、行政が力を合わせて「安心安全の都市づくり」に取り組むことをここに宣言します。

平成20年3月14日
(2008年)

吹 田 市